

## 前田の《ちょっと経営を考えよう》第 388 回

今年もあと一月半ほどになりました。皆様目標は達成できそうですか。ぜひあとひと頑張りをお願いいたします。

今年は物価や原料単価、ガソリン代、電気料金などが上がり、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻が収まらず、そこへイスラエル・パレスチナ問題も勃発し、本当に大変な年でした。特に中小企業にとっては売上が減り、売上高純利益率が下がり、踏んだり蹴ったりの年でしたね。

こんな時こそ社内の皆様の力を合わせて頑張ってください。ガンバレ！

ところでこういった大変な時にこそピンチをチャンスに変えて貴社の事業を飛躍させてください。そのために参考になるようなお話を紹介します。

- ① 令和時代の経営資源はヒト・モノ・カネそして情報。情報をうまくとり、そして活かせる企業が勝ち残る。
- ② 失敗をおそれるな。挑戦した者こそがたたえられる企業にしよう。
- ③ 1 on 1 ミーティング(部下が主役となり、上司と 1 対 1 で行うミーティング)を活かし部下の自主的な行動を促そう。
- ④ 人材という経営資源を活かそう。
- ⑤ 強さの源泉を老舗企業から学ぼう。
  - ・のれんを創る(らしさを生み出す)
  - ・市場の変化に応じてビジネスのあり方を変え、商いを創り出していく
  - ・従業員の技能や習熟、知識を徹底的に強めていく
  - ・顧客、取引先と長期的な関係づくりを通じ、信頼関係を築きあげる
- ⑥ 適材適所の配置、そしてそのためにはヒアリングが重要で従業員をよく知ることだ。参考資料 山本邦義 著「付加価値経営の教科書」合同出版

いかがでしょうか。少しは参考になりましたでしょうか。今こそ貴社を、そしてあなたを見直し事業を飛躍させましょう。

## 前田の《今人生を語る》第 293 回

## めざめよ日本人 (215)

他人のことに興味を持たない人は苦難の人生を歩まねばならず、他人に対しても大きな迷惑をかける。人間のあらゆる失敗はそういう人たちの間から生まれる。

心理学者アルフレッド・アドラーの言葉です。しっかり味わってください。そして相手に誠実な関心を寄せよう。参考資料 D・カーネギー 著「人を動かす」創元社

消費税のインボイス制度(適格請求書等保存方式)における出張旅費等の取扱いについては以前にも書きましたが、整理します。

鉄道料金/バス料金/船舶料金/航空券代/タクシー代/宿泊料金を想定します。

まず考えるべきは…①「出張旅費等特例の適用」の有無で、会社が従業員等に対して支給する出張旅費、宿泊費、日当等のうち、その旅行に通常必要であると認められるものについては一定事項を記載した帳簿のみの保存でOKとされています。

次に、上記の「出張旅費等特例が使えない場合」(例えば、従業員等が法人クレジットカードで決済したり、会社切符などを購入して従業員等に支給したりした場合は…②「公共交通機関特例の適用」の有無を考えます。

(1) 鉄道/バス/船舶…購入金額が税込3万円未満の場合は、公共交通機関特例の適用があるため、一定の事項を記載した帳簿のみの保存でOK。税込3万円以上の場合は、インボイスの保存も必要になるので周知しておく必要があります。

(2) 飛行機/タクシー…公共交通機関特例の対象外のため、金額にかかわらず、インボイスの保存が必要です。

(3) 宿泊費…公共交通機関特例は関係ないので、インボイスの保存が必要です。

最後にもう1つ…③「経過措置」が使える場合があります。出張旅費等についても、例えば、タクシーの事業者が免税事業者である場合です。そのため免税事業者の個人タクシーでもきちんと区分記載のある請求書等をもらうよう周知しておく必要があります。

さて、今年も年末調整を行う時期になりました。年末調整とは、給与等の支払者が、給与等の支払を受ける人(給与所得者)の一人ひとりについて、その年中に支払が確定した給与等の総額に対して納めなければならない税額(年税額)を算出し、その年税額と既に毎月(毎日)の給料や賞与などから源泉徴収してきた税額とを比べて過不足額を精算する手続のことをいいます。

## ⚠令和 5 年分の年末調整を行う上で留意しておくべき事項

〈1. 国外居住親族に係る扶養控除の適用要件の見直し〉

令和5年1月から、『扶養控除』の対象となる非居住者である親族(以下「国外居住親族」といいます。)は、扶養親族(居住者(給与等の支払を受ける人)の親族のうち、合計所得金額が48万円以下である人をいいます。)のうち、次のイからハまでのいずれかに該当する人に限られることとされました。

イ 年齢16歳以上30歳未満の人

ロ 年齢70歳以上の人

ハ 年齢30歳以上70歳未満の人のうち、次の①～③までのいずれかに該当する人

① 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人

② 障害者

③ 居住者(給与等の支払を受ける人)からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている人

〈2. 年末調整において提出又は提示する書類の見直し〉

扶養控除に係る確認書類で、税制改正により令和5年より新たに提出又は提示が必要となった書類は①のこれまでの「親族関係書類」に加えて「留学ビザ等書類」、③の同じく「親族関係書類」に加えて「38万円送金書類」です。